



## I 補助金の目的

幼稚園で働く教諭補助者が、新たに教諭免許を取得して就職したとき、取得に要した就学費用の一部を補助します。

## II 補助対象と補助限度額

### 1 対象者（①～⑤すべてに該当する方）

- ① 市内幼稚園にて、教諭補助者として勤務していた実績があること。
- ② 市内幼稚園勤務かつ市内在住であること。
- ③ 幼稚園の園長ではないもの。
- ④ 免許取得後、常勤幼稚園教諭（週 30 時間以上勤務）として、幼稚園にて 1 年間継続して勤務する意向のあるもの。
- ⑤ 雇用保険制度の教育訓練給付や本補助金と同趣旨の助成等を受けていないもの。

### 2 補助対象経費

幼稚園に採用された日が属する年度の前年度中に、教諭免許状取得に要した費用  
※内容によっては対象とならない場合がありますので、詳細は幼児教育課までお問い合わせください。

### 3 補助金額

補助対象経費の 60%。ただし、250,000 円を限度とする。

## IV 申請の流れ

### 申請書の提出

下記書類を添え、期日までに幼児教育課まで提出をお願いします。

※提出期日等詳細は幼稚園にご連絡いたします。

#### [提出書類]

- 松戸市幼稚園教諭免許状取得支援補助金交付申請書兼実績報告書
- 松戸市幼稚園教諭免許状取得支援補助金交付申請書に係る誓約書
- 修学費用の支払いを証明する書類  
(領収書、通帳の写し、振込したことが分かる書類等)
- 実績報告時点の就労証明書又は現況報告書(第 4 号様式)
- 幼稚園教諭免許状の写し
- 松戸市幼稚園教諭免許状取得支援補助金交付請求書(第 3 号様式) ※1
- 補助金の振込先口座の通帳の写し



### 交付決定(確定)通知書の送付 9月初旬～中旬頃

上記申請を受けて、市から交付決定通知を送付いたします。



### 交付請求書の提出 9月中旬頃

交付決定(確定)通知が届き次第、交付請求書を幼児教育課までご提出ください。

※1 上記申請書の提出時にご提出いただいている場合は手続不要。



### 補助金の支払い 9月下旬～10月中旬頃

申請者から指定のあった口座に振り込みます。

#### (注意事項)

下記の事由に該当した場合は交付済の補助金の全部または一部について返還を求められることがあります。

- II-1にある対象者条件に該当しないことが明らかになった場合
- II-1④にある期間の継続した勤務がない場合
- その他市長が、偽りその他の不正手段により補助金の交付があったと認めた場合

※大まかな流れの説明になります。詳細につきましては、時期と要件に応じ幼児教育課より園を通じて、ご案内いたします。

※勤務状況の証明が必要なため、園を通じてのご連絡やご提出になります。

＼詳しくはこちら(松戸市 HP)／



松戸市役所 子ども部 幼児教育課  
TEL : (047) 701-5126  
mail : mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp  
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5